

【別紙様式】

豊浦町は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	指定管理施設の安定管理継続支援事業		
総事業費 (千円)	29,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	27,000千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響で利用料金等の収入減や感染予防対策等に対する支援を行うことで、指定管理施設の安定した管理運営を継続させる。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金減収施設 1施設（温泉施設しおさい）×26,000千円 ・感染予防対策支援 1施設（温泉施設しおさい）×1,000千円 <p>③交付対象</p> <p>1) 交付対象者 温泉施設しおさい管理運営事業者（豊浦町商工会）1者</p> <p>2) 交付対象者の選定理由・選定方法 温泉施設管理運営事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で採算が悪化しているが、温泉施設管理運営事業に代わる事業は存在せず、温泉施設管理運営事業の縮小、廃止等は、豊浦町民の生活の衛生保持の悪化という形で悪影響を及ぼすため、温泉施設管理運営事業の唯一の実施主体である豊浦町商工会を交付対象者として、支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、温泉施設管理運営事業の継続が図られることにより、豊浦町民の衛生保持が維持され、その生活の安定が確保さ</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>温泉施設しおさい管理運営事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入館利用者、宿泊者の激減により、令和2年4月～9月の業績が、前年同期比約40%悪化し、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>豊浦町商工会を交付対象者として支援金を交付し、温泉施設管理運営事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		